

東京文化会館指定管理者審査委員会設置要綱

18生文振企第456号
平成18年12月1日
生活文化局長決定
18生文振企第771号
平成19年4月2日

(目的)

第1 東京文化会館及び東京芸術劇場条例（昭和36年3月条例第33号）第14条の規定に基づいて、平成21年度から平成28年度までの東京文化会館の指定管理者を指定するにあたり、公正かつ適正な審査を行うため、東京文化会館指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、第1に定める目的のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 指定申請者から提出された事業計画書等応募書類を公正かつ適正に審査し、優秀提案者等を東京都生活文化スポーツ局長（以下「局長」という。）に報告すること。
- (2) 前項に定める審査に当たって、東京都の文化施策を効果的に推進する観点から、助言を行うこと。
- (3) その他東京文化会館の指定管理者の審査に当たって、局長が必要と認める業務を行うこと。

(委員会の構成)

第3 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 局長が委嘱する有識者
- (2) 生活文化スポーツ局総務部長の職にあるもの
- (3) 産業労働局観光部長の職にあるもの
- (4) 教育庁生涯学習部長の職にあるもの

2 前項(2)から(4)までの委員は、各委員が指名する者をその職務代理として選任し、出席させることができるものとする。

3 委員長は、委員の互選により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 委員会は、第2に規定する業務を行う上で必要がある場合、専門的事項についての助言等を求めるため、専門委員を置くことができる。

6 委員会は、必要があると認める場合、委員会に部会を置くことができる。

(委員の任期)

第4 委員の任期は委嘱した日から第5に定める委員会を解散する日までとす

る。期間中に委員に変更があった場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の解散)

第5 委員会は、東京都が第1に定める審査により、当該施設における指定管理者の優先交渉権者を決定した日をもって解散する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

(公開等)

第7 委員会及び部会は、非公開とする。

2 委員会及び部会の会議録等は、原則として非開示とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、一部開示又は開示の取扱いをすることができるものとする。

(1) 公募要項等に明記し、事前に一般に周知されている事項

(2) 委員会及び部会が公開と決定した事項

(守秘義務)

第8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、東京都生活文化スポーツ局文化振興部企画調整課において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。